

諮問第15号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成21年2月24日付け20千指令教第11号により通知した『対策本部処分検討部会』7ページ下から4行目にある、被処分者である、当時の千葉市立中学校の〇〇より教育委員会に送付された文書（以下「本件公文書」という。）の不開示決定は取り消し、改めて対象公文書を特定の上、開示・不開示の判断をすべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成21年2月10日付けで実施機関に対し、「対策本部処分検討部会資料の7ページ下から4行目にある、教育委員会宛の文書」に記載された異議申立人に関する情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 不開示決定

実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、本件公文書は条例第15条第3号及び第7号に該当するとして不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、その旨を平成21年2月24日付け20千指令教第11号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不開示決定を不服として、平成21年3月25日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成22年8月3日付け22千教第894号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件開示請求に係る個人情報を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

実施機関は「当該個人情報は、被処分者が事案に関し自らの見解を示している文書であり、開示した場合には、今後同様の事案が起こった際に、関係者の率直な意見の吐露が期待し得なくなるおそれがある。」と主張する。しかし、本件公文書は責任ある者が、自分の責任で提出した、自分の意見・主張を表したものであり、本人も自分の考えを披露したいと思われること、同じ文書と思われる物が、被処分者の関係者から、〇〇地域に配布された事実があること、教育委員会の「事故報告書」にも、いじめの定義など、本件公文書からの引用があることから、実施機関が主張するようなおそれはないと思われる。

また、本件公文書には、異議申立人に関する記載が多数あると推測され、その内容には多数の誤りが存在している。当該文書の内容が確認されないまま、異議申立人に対する処分の基礎資料となっていると推測され、異議申立人に著しく不利となっている。この点を確認するための開示請求であるので、全部不開示はとうてい認められない。

さらに、異議申立人は、本件開示請求とは別に、報告書等の訂正請求をしているが、その根拠となる文書が本件公文書に含まれていると思われる。また、以前行った開示請求に本件公文書も当然含まれるはずであるのに、対象となっていない。これらのことを考えれば、意図的な文書・情報隠しの疑いも浮かんでくる。もしそうでなければ、部分開示等の処置を速やかに実施すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 不開示とした理由

実施機関は、本件公文書が条例第15条第3号及び第7号に該当すると判断し不開示としたが、その理由は下記のとおりである。

(1) 条例第15条第3号該当性について

本件公文書は、千葉市立中学校に在籍していた教諭が、自殺したことにに関して、中学校の当時の〇〇（以下「元〇〇」という。）から実施機関に送付されたものであり、元〇〇個人の当時の記憶や認識、心情が記されており、本件公文書に記載された内容は、そのすべてが元〇〇の個人情報に該当するものである。また、同号ただし書アには明らかに該当せず、ただし書イ、ウにも下記のとおり該当しない。

ア ただし書イ該当性について

ただし書イは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。

しかし、本件において、異議申立人に係る記述を不開示にすることにより保護される元〇〇の権利利益よりも、異議申立人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとは考えられず、ただし書イに該当しない。

イ ただし書ウ該当性について

ただし書ウは公務員の情報のうち、その職務の遂行に係る部分については例外的に開示するとしたものである。そして、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分取扱いに係る情報などは当たらないと解されている。

本件公文書は、教諭の自殺に関する調査が進められている中で、〇〇の職責を果たしたか、どのように果たそうとしてきたのかについて記述されており、また、教職員の人事を司る教職員課長宛に発出されているものであり、元〇〇の〇〇としての資質を判断する上で人事上重要な内容である。現に関係者の処分を検討する会議において使用されていることから、本件公文書は全体として、「職務の遂行に係る情報」に当たらず、ただし書ウに該当しない。

(2) 条例第15条第7号該当性について

本件公文書は、教諭の自殺に関する調査が進められている中で、元〇〇の自発的な意思に基づき送付されたものであるが、これを開示した場合、

今後同様の事案が発生したときに、関係者が送付先以外への開示を予見し、自由闊達な意見の表明を阻害することになるおそれがある。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、元〇〇が自分の考えを披露したいと思われること、同じ文書と思われる物が〇〇地域に配布されていることから、開示しても差し支えないと主張するが、これは異議申立人の憶測に依拠するものである。また、本件公文書の一部が「事故報告書」に引用されたとしても、両者は全く別個の文書であり、本件公文書を不開示とした理由を妨げるものではない。

また、本件公文書に異議申立人に関する誤った情報が多数あると推測され、異議申立人にとって著しく不利になっていると主張するが、これも異議申立人の憶測に依拠するものであり、本件公文書を不開示とした理由を妨げるものではない。

さらに、本件公文書が、以前行った開示請求に含まれていないことから、実施機関が意図的に文書・情報を隠しているとするが、これは本件不開示決定とは別の処分に対する不服であり、そもそもそのようなことを行う理由はない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件不開示決定の対象として決定通知書に記載された個人情報は、「本件公文書」に記載された異議申立人に関する個人情報である。

これに対し、異議申立人が開示請求書に記載した個人情報は、「対策本部処分検討部会資料の7ページ下から4行目にある、教育委員会宛の文書」に記載された異議申立人に関する個人情報である。

このように、本件の場合、開示請求書と決定通知書にそれぞれ記載された「公文書の名称」が異なっていることから、実施機関が行った対象公文書の特定が誤っている可能性がある。

仮に、対象公文書の特定が誤っているとすると、本件不開示決定も妥当でないことになる。

そこで、以下、本件公文書の特定について検討する。

2 本件公文書について

本件公文書は、『対策本部処分検討部会』7ページ下から4行目にある、被処分者である、当時の千葉市立中学校の〇〇より教育委員会に送付された文書」であり、この中には、対策本部処分検討部会7ページ下から4行目以降の段落にある、いわゆる「いじめの定義」が記述されている。

実施機関は本件公文書を特定した理由について、対策本部処分検討部会7ページ下から4行目以降の段落において「教育委員会宛の文書」の中には「いじめの定義」が記述されていると記載されており、その文脈上、これが記述されている文書を特定すべきと判断したためと主張している。

しかし、開示請求書に記載された公文書の名称は、「対策本部処分検討部会資料の7ページ下から4行目にある、教育委員会宛の文書」であって、「いじめの定義が記述されている教育委員会宛の文書」と限定している訳ではないから、異議申立人は「いじめの定義」の記述の有無にかかわらず、被処分者が実施機関に送付したすべての文書を請求しているとも解しうる。

そこで、本審査会が実施機関に確認したところ、本件公文書以外にも、被処分者から実施機関に対して送付された文書が複数存在し、その中には、本件公文書と同様に「いじめの定義」が記述された文書もあることが判明した。

本件の場合、意見書に添付された資料などを総合的に判断すれば、異議申立人は「被処分者から実施機関に対して送付されたすべての文書」について開示を請求しているものと解するのが相当であって、結果的に見れば、異議申立人が求める文書と実施機関が特定した本件公文書には、齟齬が生じているものと認められる。

もっとも、意見書は審査会の審議過程で提出された資料であって、本件不開示決定の時点では、請求者の意図を確認できるものがない上、当該請求書の記載から対象公文書の範囲を明確に判断できないことからすれば、実施機関が対象公文書を限定的に解し今回確認された文書すべてを特定しなかった点について、不当であるとまではいえない。

ただし、こうした実施機関の解釈を前提にしたとしても、本件公文書以外に「いじめの定義」の記述がある公文書が存在していた以上、これを含めず本件公文書のみを特定した点については妥当でないといわざるを得ない。

したがって、実施機関は本件不開示決定を取り消し、改めて対象公文書を特定の上、開示・不開示の判断をすべきである。

なお、実施機関は、本件公文書について条例第15条第3号本文の「開示請求者以外の個人情報」に該当する旨主張するが、本件公文書は元〇〇がその職責において、教諭の自殺に関して関係職員の評価を記したもので

あり、同号ただし書ウの「職務の遂行に係る情報のうち当該職務遂行の内容に係る部分」と解するのが相当であり、「開示請求者以外の個人情報」として不開示にすることは妥当でない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| 平成22年 8月 3日 | 諮問書を受理 |
| 平成22年 8月27日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| 平成23年 1月17日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成23年 9月16日 | 審議（第84回審査会） |
| 平成23年10月17日 | 審議（第85回審査会） |
| 平成23年11月28日 | 実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第86回審査会） |
| 平成24年 1月23日 | 異議申立人から意見を聴取（第87回審査会） |
| 平成24年 2月29日 | 審議（第88回審査会） |
| 平成24年 4月13日 | 審議（第89回審査会） |
| 平成24年 6月 8日 | 審議（第90回審査会） |
| 平成24年 7月27日 | 審議（第91回審査会） |